

取組内容

今回は、尾去沢「中新田自治会」における集落支援員活動事業と市の補助制度を活用した取り組みをご紹介します。

取組内容

中新田自治会では、自治会住民の交流を図る取り組みとして、昨年度から小道や広場の整備を始めた。

広場では、自治会住民総出で草刈り作業を行い、交流会を開催するなど、楽しく語り合い絆を深めました。

地域資源を活用した住民の交流や親睦を深める取り組みが、今まで以上に地域コミュニティの活性化に繋がっています。

中新田自治会長 川上仁さん

新型コロナウイルスの影響が落ち着いたら、帰省してきた方々と広場に集まり、昔話や近況を報告するなど楽しく語り合いたいのです。今後も集落支援員と協力しながら情報共有を行い、地域内外との交流の絆を大切にして、自治会活動に取り組んでいきたいと思います。

交流会の様子



- ◆所在地 尾去沢字六角平33-1
- ◆設立 昭和52年8月
- ◆代表者 小田嶋 伸一
- ◆連絡先 ☎23-4089

ウチの会社のここがスゴイ!

組立工員 前田 みずきさん

一つ一つの部品を、手作業で丁寧に組み立てています。



集落支援員活動事業

集落支援員は、自治会の現状を把握するための「状況調査」を行い、調査結果を基に自治会の現状や課題、将来の自治会像などについての「話し合い」と「活性化活動」への取り組みを支援します。小規模な自治会（50世帯未満）を中心に支援しています。事業の活用を検討される自治会はお気軽にお問い合わせください。



中新田自治会の取り組み

M-Y-SOPRON-LIFE

(私のショプロン生活)

日本語指導員現地レポート
第11代日本語指導員 戸脇 美夢さん
三重県出身。留学経験を経て、国際教養大学専門職大学院にて日本語教育を学び、多くの異文化交流イベントの企画・運営に携わるなど、豊富な国際交流経験を活かし渡航。



12月はショプロン市全体がクリスマスモードに包まれています。ショプロン市では毎年中央広場にツリーが設置されます。クリスマスマーケットは中止になりましたが、美しいツリーやデコレーション、お店やラジオで耳にするクリスマスソングのおかげで、クリスマスの雰囲気を感じることができました。

また、市職員の方がお家に招待してくださり、一緒にメーゼシュカラーチというクッキーを作り、ハンガリーのクリスマスを体験することができました。同じアパートに住む友だちには、ハンガリーの伝統的なクリスマス料理であるフルカ（ブラッドソーセージ）とパロルトカーポスタ（蒸した紫キャベツ）をご馳走になりました。

1月4日からは日本語教室を開始しました。生徒数は38人、14歳から65歳までで、レベルも初級（日本語に触れたことがない方）から上級と、幅広い方々が日本語を勉強しています。日本の歴史に興味がある方や日本旅行のために



生徒さんのお宅で

会話を勉強したい方、配偶者が日本人の方など、日本語を学ぶ理由もさまざまです。生徒一人ひとりの目的やレベルに合わせて、全部で20クラスを編成し、1コマ50分の授業を1日3コマから5コマ行っています。

例年、日本語教室はセーチェニイシュトバーン高校で行われていますが、現在はオンラインで授業を行っています。最年長の65歳の生徒もタブレットを使いこなして授業を受けています。初回の授業では自己紹介とゲームを行い、授業後にはスモールトークをするなど、生徒との距離を縮められるよう努力しています。感染状況が改善し、生徒全員と直接会える日を心待ちにしています。

ブログ公開中 <https://my-sopron-life.blogspot.com/> ぜひご覧ください。

法の広場

法テラス鹿角法律事務所 ☎050-3383-1416

強制執行って何？

人間社会には必ず紛争が発生します。例えば、契約の相手が契約の内容を守ってくれなかったり、事故に遭ったり、婚姻関係が破綻したりして紛争が生じます。このとき、各自が法律に頼らず、実力を行使して紛争を解決すること（「自力救済」といいます）は禁止されています。その代わりに、裁判所に訴えを提起することができます。裁判所は訴訟提起を受け、民法・商法などの法律に照らして、原告と被告のどちらの言い分が正当かを判断します。これが判決です。

しかし、いわゆる勝訴判決を得たとしても喜ぶのはまだ早いです。例えば、原告が被告に対し貸金1千万円の返還を求める訴えを起こし勝訴して、「被告は原告に対して1千万円を支払え」と判決で宣言されたとしても、被告が自発的に払ってくれなければ、判決は



伊東 憲二 弁護士
Kenji Ito

法テラス鹿角法律事務所

所在地
花輪字下花輪 50 番地
福祉保健センター内（2F）
相談受付時間
9時～17時30分
※要予約

「絵に描いた餅」にすぎません。

そこで、判決で確定した権利を実現するための手続きとして、「強制執行」が必要となるのです。被告が判決で支払いを命じられた1千万円を任意に支払わない場合は、原告は裁判所に「強制執行」を申し立てることができます。「強制執行」の申立てを受けた裁判所は、債権者（原告）が申立ての際に選択した債務者（被告）の財産（不動産・動産・債権など）について差押えの手続きをとりまします。差し押さえられた財産は、売却などによって金銭に換えられ（換価）、そのお金が債権者に渡されます（「満足」といいます）。こうして判決が実際に「食べられる餅」になるのです。

なお、令和元年の民事執行法の改正により、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるための制度などがすでに実施されています。

魅力あふれる地元企業を紹介 鹿角の企業いいね！

小仲製作所



代表
小田嶋 伸一さん

ニーズの多様化に対応 人の手が活きる生産スタイル

会社概要

昭和52年に創業し、手加工による弱電子部品の組み立てを行っています。スイッチやリモコン、ブザー、コイルなど自動車部品関係のほか、多岐にわたり取り扱っています。わが社の部品製造は、同じパーツを使用しても数十種類の製品ができるほど繊細な仕事です。機械ではなく人の手で組み立てることにより、細かな要望にも柔軟に対応しています。必要なものをロットがわが社の強みです。

代表から

代表 小田嶋 伸一さん

わが社は創意工夫をモットーにやってみたいことはやってみる！というスタイルで運営しています。ものづくりが好きな人やコツコツと没頭したい人、自分の手掛けた製品を市場で見たい人、さらにはチャレンジしたいもののづくりがあるという方は一緒に働いてみませんか。

何事も踏み出してみれば、新しい何かが見えてくるのではないのでしょうか。